

接続料規則の一部改正について
(諮問第 3 0 3 5 号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書 (案)	7
3	改正概要	8
4	新旧対照表	9

平成24年1月16日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会

主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成23年11月29日付け諮問第3035号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方(案)

意見	考え方(案)
<p>意見1 平成24年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当。</p> <p>○ 平成24年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>○ 今回の省令改正によって最新の入力値に更新することは、現行の接続料算定ルールに則ったものであり、適切であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見2 PSTNトラヒックの減少により接続料水準の上昇が想定されるため、平成25年度以降の接続料算定の検討に当たっては、PSTNからIP網への移行期における接続料算定の在り方について、プライシング面での考慮も含む抜本的な見直しを行うべき。</p> <p>○ しかしながら、PSTNのトラフィックの減少傾向は継続しており、LRICモデルの大幅改修によって平成23年度に一旦値下げになったPSTN接続料は、LRIC5次モデルの適用2年目に当たる平成24年度には再び上昇に転じることが想定されます。</p> <p>今後も接続料水準の上昇が続く場合には、競争事業者がユーザ料金の値上げや電話サービス提供からの撤退を余儀なくされ、ユーザ利便の低下を招くおそれがあるため回避しなければなりません。PSTNからIP網への移行期である現状においては、NTT東・西によるコスト削減がトラフィックの減少スピードに追いつかないという根本的な問題が存在しています。そのため、LRICモデルの</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 平成22年9月28日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」(以下、「情通審答申」という。)に示されたとおり、現行(第五次)モデルを用いた算定方法の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とされているところである。</p> <p>そのため、平成25年度以降の接続料算定の在り方に関しては、情通審答申にも示されたとおり、IP網への移行の進展状況を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>

<p>改修と入力値の更新というこれまでの算定ルールの上昇傾向の延長線上で対応しているの みでは、LRICモデルで算定される接続料原価が減少しても、その効果を上回る トラフィックの減少によって、接続料水準の上昇トレンドを抑えることができない 状況になっています。</p> <p>NTT東・西によれば、PSTNからIP網への移行が完了するのは2025年度 (平成37年度)頃としており、移行完了時期の前倒しの可能性を検討する必要 はありますが、当面PSTNが残り続けることが予想されます。従って、短期間の 効果しかない接続料抑制策を検討するのではなく、ある程度長期間に渡るであ らう移行期のPSTN接続料の水準を抑制できるような策を講じる必要性が生じ ています。</p> <p>平成25年度以降のPSTN接続料の算定の在り方については、今般の長期 増分費用モデル研究会の結論も踏まえ、来年度の情報通信審議会において検 討が行われるものと理解しています。</p> <p>検討に当たっては、上記の観点を踏まえ、PSTNからの円滑なマイグレーション を阻害することのないよう留意しながら、移行期のPSTN接続料算定の在り 方について、プライシング面の考慮も含む抜本的な見直しを行うべきと考えま す。 (KDDI)</p>	<p>考え方3</p>
<p>意見3 PSTNからIP網への移行期においては、二重設備の投資・維持コスト等 が長期的に発生すると考えられ、また、PSTNトラヒックの減少により、PSTNベ ースで改良を重ねた現行の算定モデルでは接続料が上昇傾向となるため、IP 網をベースとしたLRICモデル(IPモデル)を早期に構築し、平成25年度以降の 接続料算定に導入すべき。</p>	<p>考え方3</p>

<p>○ 移行期の接続料算定の在り方</p> <p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の「PSTN のマイグレーションについて～概括的展望～」によるとコア網の移行完了時期を2025年頃としていることから、二重設備の投資・維持コストが今後最低でも10年以上発生すると考えられ、PSTN から IP 網への移行期において不可避免的に発生する二重設備の投資・維持コスト以外にも、過剰な残存設備やその維持に係るコスト等が長期的に発生する可能性があります。そのコストが消費者に転嫁されることを踏まえれば、このような可能性については、徹底して排除すべきと考えます。</p> <p>なお、先の平成23年12月20日付け「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「二重投資を可能な限り避ける観点」について言及されているところです。</p>	<p>○ 現在、総務省において、長期増分費用モデル研究会を開催し、関係事業者からの提案を踏まえて、IP網をベースとしたLRICモデルの考え方も含め、平成25年度以降の接続料算定に適用可能なコスト算定モデルについての検討が行われているところである。</p> <p>今後、これらの検討結果も踏まえつつ、考え方2のとおり、平成25年度以降の接続料算定の在り方について、適時適切に検討を進めていくことが適当である。</p>
<p>【参考】「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申 冒頭より】</p> <p>PSTN は、加入電話や ISDN(総合デジタル通信サービス)といった既存の基幹的サービスを提供する上での基盤であり続けているもの、既存サービスの契約数の減少や IP 系サービスの進展、移動体通信サービスの普及等の環境変化を踏まえれば、コア網における二重投資を可能な限り避ける観点から、IP網への移行(マイグレーション)を円滑に行うことが大きな課題となる。</p> <p>このような移行期の環境においては、PSTN のトラフィックは減少を続け、現状の PSTN ベースで改良を重ねた現行の算定モデルでは、今後も接続料が上昇傾向となるのは明らかです。現に総務省殿試算(平成22年9月28日付け「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」答申)においても、来年度には接続料水準が過去最高水準になると想定されており、前述のような課題解決や社会経済性の観点からも、IP 網をベースとした LRIC モデル(以下、「IP モデル」という。)を構築し早期に移行すべきと考</p>	

<p>ます。少なくとも、長期増分費用モデル研究会にて現在検討中の次期モデル（平成25年度以降の算定方式）には導入することが必須と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>○ 最新の入力値への更新により接続費用の低減化が窺えるところですが、この低減を上回る需要数（回線数及びトラヒック）の減少が想定され、平成24年度の接続料金は現行料金より値上げになると予想されます。</p> <p>「光の道」基本方針ならびに「PSTNマイグレーションの概括的展望」にもとづけば、メタル回線/PSTNから光アクセス回線/IP網への移行が今後一層進行し、これに伴って需要数の減少、そして接続料金の上昇が継続し、LRICモデル導入の意義（接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する）が失われていくものと考えております。</p> <p>この問題を解決すべく、平成25年度以降にはIP網をベースとしたLRICモデルを始め、接続料上昇の抑制に繋がるモデルの見直しを行うべきと考えます。</p> <p>（フュージョン・コミュニケーションズ）</p>	
<p>意見4 IPモデル構築までの期間においても暫定的な措置が必要であり、平成24年度の接続料算定についても、現行モデルの入力値にIP電話のトラヒックを加える方式（PSTN定常方式）を適用すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ なお、IPモデル構築までの期間においても、過剰な残存設備やその維持に係るコスト等を排除する観点からは重要であり、暫定的な措置の適用が必要と考えます。特に、改良モデルの入力値にIP電話のトラヒックを加える方式（PSTN定常方式）であれば、現行モデルにおいても、省令改正のみで対応可能であることから、本省令改正案に盛り込むべきと考えます。例えば、改正案として附則に以下のとおり追記を行うことが考えられます。</p>	<p>○ 情通審答申では、関係事業者からの提案を踏まえて、IP電話の需要を仮想的にPSTNの需要とみなし、これをPSTNの需要に加算することで接続料を算定する方式についても検討した上で、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定方式としては、引き続きPSTNに係る通信量を前提とする長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には、現行（第五次）モデルを適用することが適当とされているところである。</p> <p>なお、平成25年度以降の接続料算定の在り方については、考え方2のとおり。</p>

<p>＜附則追記案＞</p> <p>事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（接続料規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、IP 電話（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。）に移行したアナログ加入者電話回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した通信量等を用いなければならない。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>考え方5</p> <p>○ 情通審答申に示されたとおり、総務省においては、通信量を除くその他の入力値について、必要に応じて毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるが、その際には引き続き、関係事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮する必要がある。</p> <p>なお、今回の入力値選定については、長期増分費用モデル研究会で検討及び策定された選定方針にのっとり実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。</p>
<p>意見5 最新の入力値に関する透明性は向上しているが、非開示の情報等についても事業者側で適正性の検証が可能となるよう、例えば、事業者が守秘義務協定を締結した上で入力値の選定過程の議論に加わる等の対応が必要。</p> <p>○ 入力値議論の透明性確保について</p> <p>総務省殿が昨年度から開催している事業者向け説明会の実施により、最新の入力値に関しての透明性は以前に比べ向上しているとの認識です。</p> <p>しかしながら、採用された入力値について、一部（設備の調達単価等）が非開示である点、また長期増分費用モデル研究会での議論を含め選定過程が非公表である点等、事業者側にて適正性の検証が不可能な状態にあるという課題が依然として存在しています。その課題解決のためには、例えば、事業者が守秘義務契約を締結した上で選定過程の議論に加わる等の対応が必要と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>○ 入力値議論の透明性確保について</p> <p>総務省殿が昨年度から開催している事業者向け説明会の実施により、最新の入力値に関しての透明性は以前に比べ向上しているとの認識です。</p> <p>しかしながら、採用された入力値について、一部（設備の調達単価等）が非開示である点、また長期増分費用モデル研究会での議論を含め選定過程が非公表である点等、事業者側にて適正性の検証が不可能な状態にあるという課題が依然として存在しています。その課題解決のためには、例えば、事業者が守秘義務契約を締結した上で選定過程の議論に加わる等の対応が必要と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>

平成24年1月23日

総務大臣
川端達夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成23年11月29日付け諮問第3035号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則の一部改正について

I 改正の背景

(1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能、中継交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成 12 年度より、長期増分費用（以下「LRIC」という。）方式が適用されているところである。

平成 23 年度から平成 24 年度までの 2 年間については、情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 23 年度以降の算定の在り方について」を踏まえ、当該接続料は、現行の LRIC 方式（原価の算定に第 5 次モデルを適用。）によって算定することとされている。

(2) 今回の接続料規則の一部改正では、平成 24 年度の当該接続料の算定に用いる入力値を更新するものである。

II 改正の概要

接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

○ LRIC 方式による平成 24 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

本件は、NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、LRIC 方式に基づく平成 24 年度の接続料（加入者交換機能、中継交換機能等）を算定するため、接続料規則別表に定める入力値を最新の入力値に更新するものである。

インナーパイプ径(空き径)(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点速隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点速隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点速隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点速隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点速隔収容装置収容配線最大長	7	k m
き線点速隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点速隔収容装置収容率	0.965	-
き線回線予備率	0.116	-
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.0000007	-
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	-
引込ビル数算定式定数	0	-
き線点速隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	145.729	k m
自治体管路総延長	38	k m
電線共同溝総延長	1.384	k m
情報ボックス総延長	7.001	k m
配線自治体管路適用率	0.02275	-
配線電線共同溝適用率	0.10725	-
配線情報ボックス適用率	0	-
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	-
時間帯パラメータ (アナログ電話)	1	-
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	-
時間帯パラメータ (PHS)	1	-
呼完了率 (アナログ電話)	0.7	-
呼完了率 (総合デジタル通信網サービス)	0.7	-
呼完了率 (PHS)	0.7	-
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M o r 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	-
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	511	リンク/S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/S T P 対
信号用中継交換機当たり処理信号数	64,386	信号数/S T P
加入者交換機/局設置速隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話速隔収容装置収容最大回線数	12,000	回線
電話速隔収容装置 (小) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話速隔収容装置 (大) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話速隔収容装置 (小) 使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数 (低速)	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速メタル)	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速光)	4	回線/6Mパス
総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置-1 S 架当たり最大クロック分配数	120	クロック数/架
クロック供給装置-1 G 基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数/架

インナーパイプ径(空き径)(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点速隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点速隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点速隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点速隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点速隔収容装置収容配線最大長	7	k m
き線点速隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点速隔収容装置収容率	0.965	-
き線回線予備率	0.116	-
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.0000007	-
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	-
引込ビル数算定式定数	0	-
き線点速隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	148.289	k m
自治体管路総延長	38	k m
電線共同溝総延長	1.268	k m
情報ボックス総延長	6.967	k m
配線自治体管路適用率	0.02275	-
配線電線共同溝適用率	0.10725	-
配線情報ボックス適用率	0	-
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	-
時間帯パラメータ (アナログ電話)	1	-
時間帯パラメータ (総合デジタル通信サービス)	1	-
時間帯パラメータ (PHS)	1	-
呼完了率 (アナログ電話)	0.7	-
呼完了率 (総合デジタル通信網サービス)	0.7	-
呼完了率 (PHS)	0.7	-
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M o r 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	-
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	511	リンク/S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/S T P 対
信号用中継交換機当たり処理信号数	64,386	信号数/S T P
加入者交換機/局設置速隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話速隔収容装置収容最大回線数	12,000	回線
電話速隔収容装置 (小) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話速隔収容装置 (大) 最大収容回線数	2,900	回線/台
電話速隔収容装置 (小) 使用最大回線数	0	回線
専用6Mパス収容回線数 (低速)	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速メタル)	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数 (高速光)	4	回線/6Mパス
総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置-1 S 架当たり最大クロック分配数	120	クロック数/架
クロック供給装置-1 G 基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数/架

クロック供給装置-1 S 架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	—
クロック供給装置-1 G 架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	—
クロック供給装置-1 G 架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	—
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	30	k m
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフウェース装置最大搭載数	6	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフウェース装置最大収容システム数	16	s y s (R S B M - F) / I F
加入者系半固定バス伝送装置インタフウェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線 / I F
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフウェース装置最大搭載数	2	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフウェース装置最大収容システム数	8	s y s (A / I / L) / I F
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービシ・専用線装置最大収容システム数	16	s y s / 装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービシ・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり総合デジタル通信サービシ最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64 k チャネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E / ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A / ユニット
中継交換機低速バス	8 M	1.5 M o r 8 M
中継系電柱距離	0.035	k m
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャネル切上単位 (1.5M)	24	—
チャネル切上単位 (2M)	30	—
チャネル切上単位 (6M)	96	—
チャネル切上単位 (8M)	120	—
チャネル切上単位 (52M)	672	—
収容 52M バス数 (156M)	3	—
収容 52M バス数 (600M)	12	—
収容 52M バス数 (2.4G)	48	—
収容 52M バス数 (10G)	192	—
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (1.5M)	4	H W / I F
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (6M)	2	H W / I F
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (8M)	8	H W / I F
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (8M)	2	H W / I F
ユニット当たり局間インタフウェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフウェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフウェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム / ユニット

クロック供給装置-1 S 架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	—
クロック供給装置-1 G 架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	—
クロック供給装置-1 G 架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	—
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	k m
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	30	k m
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフウェース装置最大搭載数	6	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフウェース装置最大収容システム数	16	s y s (R S B M - F) / I F
加入者系半固定バス伝送装置インタフウェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線 / I F
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフウェース装置最大搭載数	2	I F / 台
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフウェース装置最大収容システム数	8	s y s (A / I / L) / I F
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービシ・専用線装置最大収容システム数	16	s y s / 装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービシ・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり総合デジタル通信サービシ最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64 k チャネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E / ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A / ユニット
中継交換機低速バス	8 M	1.5 M o r 8 M
中継系電柱距離	0.035	k m
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャネル切上単位 (1.5M)	24	—
チャネル切上単位 (2M)	30	—
チャネル切上単位 (6M)	96	—
チャネル切上単位 (8M)	120	—
チャネル切上単位 (52M)	672	—
収容 52M バス数 (156M)	3	—
収容 52M バス数 (600M)	12	—
収容 52M バス数 (2.4G)	48	—
収容 52M バス数 (10G)	192	—
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (1.5M)	4	H W / I F
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (6M)	2	H W / I F
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (8M)	8	H W / I F
インタフウェース当たりハイウェイエイ数 (8M)	2	H W / I F
ユニット当たり局間インタフウェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフウェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフウェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム / ユニット

ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクイン タフェース数	16	J I F / S S W U n i t
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置小)	1	台/架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置大)	0.5	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 52M)	30	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 156M)	16	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 600M)	8	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 2.4G)	4	台/架
架当たりユニット数 (多重変換装置)	5	ユニット/架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 156M)	2	ユニット/架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 600M)	3	ユニット/架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	2	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 10G)	6	ユニット/架
架当たり 52Mインタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	24	52M I F / 架
架当たり 52Mインタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	36	52M I F / 架
架当たり 52Mインタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	48	52M I F / 架
架当たり 156Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	156M I F / 架
架当たり 156Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置 10G)	384	156M I F / 架
局間インタフェース当たり心線数 (多重変換装置 52M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (多重変換装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 600M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
ユニット当たり心線数 (電話遠隔収容装置小)	4	心線/ユニット
ユニット当たり心線数 (電話遠隔収容装置大)	4	心線/ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線/き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数 (第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線

ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	1	システム/ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F / ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクイン タフェース数	16	J I F / S S W U n i t
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置小)	1	台/架
架当たり台数 (電話遠隔収容装置大)	0.5	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 52M)	30	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 156M)	16	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 600M)	8	台/架
架当たり台数 (中間中継伝送装置 2.4G)	4	台/架
架当たりユニット数 (多重変換装置)	5	ユニット/架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 156M)	2	ユニット/架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 600M)	3	ユニット/架
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	2	ユニット/架
架当たりユニット数 (分岐挿入伝送装置 10G)	6	ユニット/架
架当たり 52Mインタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	24	52M I F / 架
架当たり 52Mインタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	36	52M I F / 架
架当たり 52Mインタフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	48	52M I F / 架
架当たり 156Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	156M I F / 架
架当たり 156Mインタフェース数 (分岐挿入伝送装置 10G)	384	156M I F / 架
局間インタフェース当たり心線数 (多重変換装置 52M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (多重変換装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 600M)	4	心線 / I F
局間インタフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	心線 / I F
ユニット当たり心線数 (電話遠隔収容装置小)	4	心線/ユニット
ユニット当たり心線数 (電話遠隔収容装置大)	4	心線/ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線/き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数 (第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線/回線

回線当たり心線数 (高速光専用線)	2	心線/回線
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	心線/1F
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	心線/1F
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置 10G)	4	心線/1F
主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP)	1	—
伝送装置共用比率 (光地域IP)	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mパス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル規格最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル規格最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
クロック供給装置-1 S架収容率 (無線単独局)	0.8	—

回線当たり心線数 (高速光専用線)	2	心線/回線
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置 600M)	4	心線/1F
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置 2.4G)	4	心線/1F
局間インタフェース当たり心線数 (分岐挿入伝送装置 10G)	4	心線/1F
主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率 (ATM系、ADSL地域IP)	1	—
伝送装置共用比率 (光地域IP)	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mパス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル規格最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル規格最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 5.2Mパス数	1	5.2Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
クロック供給装置-1 S架収容率 (無線単独局)	0.8	—

ルートを当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効低下係数 (遠隔収容装置)	1	-
混在収容時効低下係数 (加入者交換機)	1	-
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大稼続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	-
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	-
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数	3,250	チャネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	□3,250	チャネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A/架
多重変換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² /架
多重変換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本部電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m ² /架
クロスコネクタ装置1アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架

ルートを当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効低下係数 (遠隔収容装置)	1	-
混在収容時効低下係数 (加入者交換機)	1	-
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大稼続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	-
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	-
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数	3,250	チャネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	3,250	チャネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A/架
多重変換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² /架
多重変換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本部電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m ² /架
クロスコネクタ装置1アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架

高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 600M 基本部電流	1	A/台
分岐挿入伝送装置 600M ユニット電流	6.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 600M 架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 10G 基本部電流	0	A/台
分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流	12.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 10G 架面積	0.954	m ² /架
分岐挿入伝送装置 10G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置 架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架最大収容リンク数 (48K換算)	52	リンク
信号用中継交換機 A C 電流	3	A/台
信号用中継交換機基本部面積	6.3	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.26	m ²
信号用中継交換機収容架最大収容リンク数 (48K換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	-
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定バス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定バス伝送装置最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定バス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定バス伝送装置最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局

高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 600M 基本部電流	1	A/台
分岐挿入伝送装置 600M ユニット電流	6.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 600M 架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 10G 基本部電流	0	A/台
分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流	12.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 10G 架面積	0.954	m ² /架
分岐挿入伝送装置 10G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置 架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	105	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	35	A
信号用中継交換機収容架最大収容リンク数 (48K換算)	52	リンク
信号用中継交換機 A C 電流	3	A/台
信号用中継交換機基本部面積	6.3	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.26	m ²
信号用中継交換機収容架最大収容リンク数 (48K換算)	52	リンク
交換機の端子収容率	0.965	-
1 万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定バス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定バス伝送装置最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定バス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定バス伝送装置最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局

オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置単位面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置単位面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m ² /架
整流装置増設部面積	2	m ² /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置単位面積	5	m ² /架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²

オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置単位面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置単位面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m ² /架
整流装置増設部面積	2	m ² /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置単位面積	5	m ² /架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²

発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)	9	m ²
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
RT-BOX土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	-
土地単価時価補正係数(北海道)	0.9009	-
土地単価時価補正係数(青森県)	0.8911	-
土地単価時価補正係数(岩手県)	0.8916	-
土地単価時価補正係数(宮城県)	0.9104	-
土地単価時価補正係数(秋田県)	0.8910	-
土地単価時価補正係数(山形県)	0.9029	-
土地単価時価補正係数(福島県)	0.9131	-
土地単価時価補正係数(茨城県)	0.9033	-
土地単価時価補正係数(栃木県)	0.9074	-
土地単価時価補正係数(群馬県)	0.9041	-
土地単価時価補正係数(埼玉県)	0.9235	-
土地単価時価補正係数(千葉県)	0.9288	-
土地単価時価補正係数(東京都)	0.9277	-
土地単価時価補正係数(神奈川県)	0.9332	-
土地単価時価補正係数(新潟県)	0.9171	-
土地単価時価補正係数(富山県)	0.9079	-
土地単価時価補正係数(石川県)	0.8977	-
土地単価時価補正係数(福井県)	0.9014	-
土地単価時価補正係数(山梨県)	0.9171	-
土地単価時価補正係数(長野県)	0.9074	-
土地単価時価補正係数(岐阜県)	0.9209	-
土地単価時価補正係数(静岡県)	0.9315	-
土地単価時価補正係数(愛知県)	0.9397	-
土地単価時価補正係数(三重県)	0.9253	-
土地単価時価補正係数(滋賀県)	0.9233	-
土地単価時価補正係数(京都府)	0.9239	-
土地単価時価補正係数(大阪府)	0.9176	-
土地単価時価補正係数(兵庫県)	0.9247	-
土地単価時価補正係数(奈良県)	0.9182	-
土地単価時価補正係数(和歌山県)	0.8975	-
土地単価時価補正係数(鳥取県)	0.8963	-
土地単価時価補正係数(高知県)	0.9115	-

発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流(RT-BOX)	100	A
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積(RT-BOX)	9	m ²
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
RT-BOX土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	-
土地単価時価補正係数(北海道)	0.9466	-
土地単価時価補正係数(青森県)	0.9436	-
土地単価時価補正係数(岩手県)	0.9419	-
土地単価時価補正係数(宮城県)	0.9533	-
土地単価時価補正係数(秋田県)	0.9398	-
土地単価時価補正係数(山形県)	0.9481	-
土地単価時価補正係数(福島県)	0.9607	-
土地単価時価補正係数(茨城県)	0.9512	-
土地単価時価補正係数(栃木県)	0.9609	-
土地単価時価補正係数(群馬県)	0.9637	-
土地単価時価補正係数(埼玉県)	0.9481	-
土地単価時価補正係数(千葉県)	0.9551	-
土地単価時価補正係数(東京都)	0.9299	-
土地単価時価補正係数(神奈川県)	0.9641	-
土地単価時価補正係数(新潟県)	0.9681	-
土地単価時価補正係数(富山県)	0.9446	-
土地単価時価補正係数(石川県)	0.9326	-
土地単価時価補正係数(福井県)	0.9426	-
土地単価時価補正係数(山梨県)	0.9703	-
土地単価時価補正係数(長野県)	0.9574	-
土地単価時価補正係数(岐阜県)	0.9683	-
土地単価時価補正係数(静岡県)	0.9758	-
土地単価時価補正係数(愛知県)	0.9669	-
土地単価時価補正係数(三重県)	0.9742	-
土地単価時価補正係数(滋賀県)	0.9637	-
土地単価時価補正係数(京都府)	0.9572	-
土地単価時価補正係数(大阪府)	0.9439	-
土地単価時価補正係数(兵庫県)	0.954	-
土地単価時価補正係数(奈良県)	0.9547	-
土地単価時価補正係数(和歌山県)	0.9527	-
土地単価時価補正係数(鳥取県)	0.953	-
土地単価時価補正係数(高知県)	0.9683	-

土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.9176	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.9124	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.8905	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.8755	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.8885	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.9153	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.8728	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9174	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.9014	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.9067	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.9148	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.9064	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.9220	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.9049	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9315	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.001319	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.06627	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.06552	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.03509	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.01307	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.08513	—
共用建物 対投資額比率	0.009198	—
共用土地 対投資額比率	0.008434	—
共用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	0.07595	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006894	—
車両 対投資額比率	0.0001152	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.005638	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	0.01785	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	0.004204	—

別表第 3
(略)

別表第 4 の 1
(略)

別表第 4 の 2
(略)

別表第 4 の 3 (第 6 条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-3.9167エムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04540	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	650	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費 (北海道)	316,375,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (青森県)	291,701,391	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岩手県)	291,701,391	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮城県)	293,152,817	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (秋田県)	291,701,391	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山形県)	301,861,375	円

土地単価時点補正係数 (岡山県)	0.9697	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	0.9619	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	0.9404	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	0.936	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	0.9376	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	0.9657	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	0.9351	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	0.9569	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	0.9598	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	0.9565	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	0.9621	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	0.954	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	0.9785	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	0.9594	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	0.9775	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	0.0014	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	0.0672	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	0.0659	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	0.0351	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	0.0131	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	0.0863	—
共用建物 対投資額比率	0.008667	—
共用土地 対投資額比率	0.009612	—
共用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	0.0763	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0007	—
車両 対投資額比率	0.0001	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.0057	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	0.0174	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	0.0044	—

別表第 3
(略)

別表第 4 の 1
(略)

別表第 4 の 2
(略)

別表第 4 の 3 (第 6 条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-0.0379ピコ	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.0501	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	654	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費 (北海道)	326,993,158	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (青森県)	297,180,835	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岩手県)	304,633,915	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮城県)	306,124,531	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (秋田県)	298,671,451	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山形県)	313,577,612	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (福島県)	310,569,933	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (茨城県)	336,695,606	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (栃木県)	332,341,327	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	325,084,195	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	346,855,590	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	361,369,853	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	375,884,116	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	352,661,295	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	317,827,064	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	325,084,195	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	323,632,769	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	326,535,622	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	362,821,279	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	333,792,753	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	329,438,474	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	348,307,016	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	343,952,737	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (三重県)	339,598,458	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	335,244,177	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	346,855,590	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	359,918,426	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	343,932,737	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	352,661,295	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	346,855,590	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	314,924,211	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	313,472,785	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	319,278,490	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	312,021,359	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	319,278,490	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	316,375,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	316,375,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	317,827,064	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	316,375,638	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	317,827,064	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	310,569,933	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	303,312,801	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	306,215,654	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	301,861,375	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	297,507,096	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	301,861,375	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	280,089,980	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.04985	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02612	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	163,681	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	151,084	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	151,084	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	151,825	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	151,084	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	156,271	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	160,717	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費 (福島県)	325,502,541	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (茨城県)	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (栃木県)	346,371,168	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (群馬県)	340,408,703	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (埼玉県)	361,277,329	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (千葉県)	367,239,794	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (東京都)	380,655,339	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (神奈川県)	370,221,026	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (新潟県)	332,955,622	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (富山県)	340,408,703	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (石川県)	338,918,087	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福井県)	341,899,319	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山梨県)	373,202,258	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長野県)	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岐阜県)	344,880,551	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (静岡県)	353,824,248	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛知県)	355,314,865	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (滋賀県)	346,371,168	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (京都府)	352,333,632	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大阪府)	365,749,178	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (兵庫県)	349,352,400	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (奈良県)	365,749,178	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (和歌山県)	361,277,329	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鳥取県)	329,974,390	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (島根県)	328,483,774	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (岡山県)	334,446,238	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (広島県)	326,993,158	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (山口県)	334,446,238	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (徳島県)	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (香川県)	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (愛媛県)	322,521,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (高知県)	321,030,693	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	324,011,925	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	322,521,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	313,577,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	310,596,380	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	312,086,996	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	303,143,299	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	307,615,148	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	285,255,905	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.051	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.0265	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	167,098	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	151,996	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	155,772	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	156,527	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	152,751	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	160,302	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	166,343	円/km

メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	174,055	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	171,832	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	168,127	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	179,242	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	186,651	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (東京都)	194,061	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	182,206	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	164,422	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	168,127	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	167,386	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	168,868	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	187,392	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	172,573	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	170,350	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	179,983	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	177,760	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	175,537	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	173,314	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	179,242	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	185,911	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	177,760	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	182,206	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	179,242	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	162,940	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	162,199	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	165,163	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	161,458	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	165,163	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	163,681	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	163,681	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	164,422	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	163,681	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	164,422	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	160,717	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	157,012	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	158,494	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	156,271	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	154,048	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	156,271	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	145,156	円/km
メタルケープル加入者回線当たり施設保全費	279	円/回線
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	32,591	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	30,083	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	30,083	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	30,230	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	30,083	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	31,116	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	32,001	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	34,657	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	34,214	円/km

メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	178,424	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	176,914	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	173,894	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	184,465	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	187,485	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (東京都)	194,281	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	188,995	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	170,118	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	173,894	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	173,139	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	174,649	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	190,506	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	178,424	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	176,159	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	180,690	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	180,690	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	181,445	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	176,914	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	179,934	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	186,730	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	178,424	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	186,730	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	184,465	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	168,608	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	167,853	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	170,873	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	167,098	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	170,873	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	164,078	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	164,078	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	164,833	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	164,078	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	165,588	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	164,833	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	160,302	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	158,792	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	159,547	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	155,017	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	157,282	円/km
メタルケープル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	145,956	円/km
メタルケープル加入者回線当たり施設保全費	282	円/回線
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	33,272	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	30,265	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	31,017	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	31,167	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	30,415	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	31,919	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	33,122	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	35,527	円/km
加入系光ケープル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	35,226	円/km

加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (群馬県)	33,476	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	35,689	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (千葉県)	37,165	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (東京都)	38,640	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	36,280	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (新潟県)	32,739	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (富山県)	33,476	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (石川県)	33,329	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	33,919	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (静岡県)	35,837	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (愛知県)	35,394	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (三重県)	34,952	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	34,509	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (京都府)	35,689	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (大阪府)	37,017	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	35,394	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (奈良県)	36,280	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	35,689	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	32,444	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (島根県)	32,296	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (岡山県)	32,886	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (広島県)	32,148	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (山口県)	32,886	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (徳島県)	32,591	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (香川県)	32,591	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	32,739	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (高知県)	32,591	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (福岡県)	32,739	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	32,001	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (長崎県)	31,263	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (熊本県)	31,558	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (大分県)	31,116	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	30,673	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	31,116	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	28,902	円/k m
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	279	円/回線
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (北海道)	272,396	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (青森県)	251,226	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (岩手県)	251,226	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (宮城県)	252,472	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (秋田県)	251,226	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (山形県)	259,943	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (福島県)	267,415	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (茨城県)	289,830	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (栃木県)	286,094	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (群馬県)	279,868	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	298,547	円/k m

加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (群馬県)	34,625	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	36,730	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (千葉県)	37,331	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (東京都)	38,684	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	37,632	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (新潟県)	33,873	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (富山県)	34,625	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (石川県)	34,475	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (福井県)	34,775	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (山梨県)	37,933	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (長野県)	35,527	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	35,076	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (静岡県)	35,978	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (愛知県)	35,978	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (三重県)	36,129	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	35,226	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (京都府)	35,828	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (大阪府)	37,181	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	35,527	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (奈良県)	37,181	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	36,730	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	33,573	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (島根県)	33,422	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (岡山県)	34,024	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (広島県)	33,272	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (山口県)	34,024	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (徳島県)	32,670	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (香川県)	32,670	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	32,821	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (高知県)	32,670	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (福岡県)	32,971	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	32,821	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (長崎県)	31,919	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (熊本県)	31,618	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (大分県)	31,768	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	30,866	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	31,317	円/k m
加入系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	29,062	円/k m
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	282	円/回線
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (北海道)	284,963	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (青森県)	259,069	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (岩手県)	265,542	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (宮城県)	266,837	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (秋田県)	260,364	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (山形県)	273,311	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (福島県)	283,668	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (茨城県)	304,384	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (栃木県)	301,794	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (群馬県)	296,615	円/k m
中継系光ケーブル延長1 k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	314,741	円/k m

中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (千葉県)	310,999	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (東京都)	323,452	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	303,528	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (新潟県)	273,641	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (富山県)	279,868	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (石川県)	278,622	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福井県)	281,113	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山梨県)	312,245	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長野県)	287,339	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	283,603	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (静岡県)	299,792	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛知県)	296,056	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (三重県)	292,320	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	288,584	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (京都府)	298,547	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大阪府)	309,754	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	296,056	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (奈良県)	303,528	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	298,547	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	271,151	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (島根県)	269,905	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岡山県)	274,887	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (広島県)	268,660	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山口県)	274,887	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (徳島県)	272,396	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (香川県)	272,396	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	273,641	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (高知県)	272,396	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福岡県)	273,641	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	267,415	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長崎県)	261,189	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (熊本県)	263,679	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大分県)	259,943	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	256,208	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	259,943	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	241,264	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (北海道)	380,540	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (青森県)	350,283	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岩手県)	350,283	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮城県)	352,063	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (秋田県)	350,283	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山形県)	362,742	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福島県)	373,421	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (茨城県)	405,457	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (栃木県)	400,118	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (群馬県)	391,219	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	417,916	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (千葉県)	435,714	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (東京都)	453,512	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	425,035	円/k m

中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (千葉県)	319,920	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (東京都)	331,573	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	322,510	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (新潟県)	290,142	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (富山県)	296,615	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (石川県)	295,321	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福井県)	297,910	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山梨県)	325,099	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長野県)	304,384	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岐阜県)	300,500	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (静岡県)	308,268	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛知県)	308,268	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (三重県)	309,563	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (滋賀県)	301,794	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (京都府)	306,973	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大阪府)	318,626	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (兵庫県)	304,384	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (奈良県)	318,626	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (和歌山県)	314,741	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鳥取県)	287,553	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (島根県)	286,258	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岡山県)	291,437	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (広島県)	284,963	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山口県)	291,437	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (徳島県)	279,784	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (香川県)	279,784	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (愛媛県)	281,079	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (高知県)	279,784	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福岡県)	282,374	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (佐賀県)	281,079	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (長崎県)	273,311	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (熊本県)	270,721	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (大分県)	272,016	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮崎県)	264,248	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (鹿児島県)	268,132	円/k m
中継系光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (沖縄県)	248,711	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (北海道)	413,527	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (青森県)	374,887	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (岩手県)	384,547	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (宮城県)	386,479	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (秋田県)	376,819	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (山形県)	396,139	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (福島県)	411,595	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (茨城県)	442,507	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (栃木県)	438,643	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (群馬県)	430,915	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (埼玉県)	457,963	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (千葉県)	465,691	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (東京都)	483,079	円/k m
海底光ケーブル延長1k m 当たり施設保全費 (神奈川県)	469,555	円/k m

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	382,320	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	391,219	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	389,439	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	392,998	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	437,494	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	401,897	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	396,558	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	419,696	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	414,356	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	409,017	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	403,677	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	417,916	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	433,934	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	414,356	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	425,035	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	417,916	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	378,760	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	376,980	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	384,099	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	375,200	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	384,099	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	380,540	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	380,540	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	382,320	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	380,540	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	382,320	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	373,421	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	364,522	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	368,081	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	362,742	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	367,402	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	362,742	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	336,045	円/km
管路延長km当たり施設保全費	76,916	円/km
中口径管路延長km当たり施設保全費	76,916	円/km
とう道直長km当たり施設保全費	76,916	円/km
共同溝直長km当たり施設保全費	76,916	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	76,916	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	76,916	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.05424	-
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.02346	-
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.2098	-
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-3.9167エム上	-
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.04540	-
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.04985	-
監視設備 (市外線路) 市外線路延長km当たり施設保全費	11,258	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長km当たり施設保全費	2,146	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.02612	-
共用建物施設保全費対投資額比率	0.02346	-
構築物施設保全費対投資額比率	0	-

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	421,255	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	430,915	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	428,983	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	432,847	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	473,419	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	442,507	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	436,711	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	448,303	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	448,303	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	450,235	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	438,643	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	446,371	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	463,759	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	442,507	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	463,759	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	457,963	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	417,391	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	415,459	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	423,187	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	413,527	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	423,187	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	405,799	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	405,799	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	407,731	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	405,799	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	409,663	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	407,731	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	396,139	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	392,275	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	394,207	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	382,615	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	388,411	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	359,431	円/km
管路延長km当たり施設保全費	77,756	円/km
中口径管路延長km当たり施設保全費	77,756	円/km
とう道直長km当たり施設保全費	77,756	円/km
共同溝直長km当たり施設保全費	77,756	円/km
自治体管路延長km当たり施設保全費	77,756	円/km
電線共同溝延長km当たり施設保全費	77,756	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.0549	-
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.0255	-
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.2135	-
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-0.0379ビコ	-
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (一次係数)	0.0501	-
監視設備 (中継交換機) 施設保全費対投資額比率	0.051	-
監視設備 (市外線路) 市外線路延長km当たり施設保全費	11,579	円/km
監視設備 (市内線路) 市内線路延長km当たり施設保全費	2,349	円/km
監視設備 (伝送無線機械) 施設保全費対投資額比率	0.0265	-
共用建物施設保全費対投資額比率	0.0255	-
構築物施設保全費対投資額比率	0	-

機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03139	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.003796	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	442	円/本
管路1km当たり道路占用料	50,598	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	507,788	円/km
とう道1km当たり道路占用料	1,021,857	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,378	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,378	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,378	円/km
き線点速隔収容装置1台当たり道路占用料	66	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端未回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.001272	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.007846	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002119	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001008	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001802	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002594	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.001237	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0008185	—
試験研究費対直接費比率	0.03154	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	0	円/回線
1回線当たり専用回線管理運営費	4,999	円/回線
管理共通費比率	0.1518	—
専用型速度換算係数	231	—
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2174	—
中継系交換回数比例比率	0.4062	—
経済的耐用年数		
交換機	25.0	年
速隔収容装置	21.0	年
伝送装置	16.9	年
き線点速隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	26.3	年
地下メタルケーブル	35.4	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	58.1	年
中口径管路	58.1	年
とう道	75	年
共同溝	75	年

機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.0326	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.0041	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	443	円/本
管路1km当たり道路占用料	51,091	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	509,498	円/km
とう道1km当たり道路占用料	1,031,812	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	5,431	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	5,431	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	5,431	円/km
き線点速隔収容装置1台当たり道路占用料	67	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端未回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.0012	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.00822	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.00218	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.00105	—
建物撤去費用対投資額比率	0.00185	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.00263	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.00129	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.00081	—
試験研究費対直接費比率	0.03118	—
1回線当たり接続関連事務費	0.7	円/回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	88.1	円/回線
1回線当たり専用回線管理運営費	4,726	円/回線
管理共通費比率	0.1521	—
専用型速度換算係数	239	—
専用型5.2M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.2215	—
中継系交換回数比例比率	0.4231	—
経済的耐用年数		
交換機	24.3	年
速隔収容装置	20.2	年
伝送装置	16	年
き線点速隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	25.5	年
地下メタルケーブル	34.6	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	57.4	年
中口径管路	57.4	年
とう道	75	年
共同溝	75	年

電線共同溝	58.1	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備 (電源装置)	6	年
電力設備 (発電装置)	15	年
電力設備 (受電装置)	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備 (総合監視)	9	年
監視設備 (加入者交換機)	10.6	年
監視設備 (中継交換機)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	11.8	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

別表第 5～第 8 (略)

電線共同溝	57.4	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備 (電源装置)	6	年
電力設備 (発電装置)	15	年
電力設備 (受電装置)	9	年
機械室建物	24.1	年
監視設備 (総合監視)	9	年
監視設備 (加入者交換機)	10.6	年
監視設備 (中継交換機)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	10.8	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

別表第 5～第 8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(総務大臣による通知)

2 総務大臣は、この省令の公布後速やかに、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項の規定による通知を行うものとする。

(経過措置)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、新規則の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の処分の日が平成二十四年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。